

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	293	25,430	293	25,430	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	11	114,085	11	114,085	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	8	113,957	8	113,957	返納金債権 83,754
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	2	15	2	15	利息債権 13
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	1	113	1	113	物件使用料債権 113
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	250	49,079	250	49,079	公共事業費受益者等 負担金債権 35,047
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	2	111	2	111	物件使用料債権 111
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	15	21,311	15	21,311	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み）	-	-	11	4,938	11	4,938	公共事業費受益者等 負担金債権 2,405 費用弁償金債権 2,388
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結 了）	-	-	4	16,372	4	16,372	損害賠償金債権 13,093
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定に より債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	2	205	2	205	公共事業費受益者等 負担金債権 200
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	146	30,677	146	30,677	公共事業費受益者等負担 金債権 14,696 損害賠償金債権 13,682
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	8	943	8	943	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み）	-	-	6	544	6	544	諸納付金債権 250 利息債権 128 損害賠償金債権 126
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結 了）	-	-	1	397	1	397	返納金債権 397
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定に より債務者が免責）	-	-	1	1	1	1	免許料及び手数料債 権 1
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	